

09は修正した問題集・補足説明・ミニテストにすべて同じミスがありました（横領したを盗んだとしないと話がおかしい。コピー&ペーストですべて同じ間違いです）。誠に申し訳ありません。それゆえ、今回は、09は採点対象外といたします。

受験者数は29名で、平均点数は約6.5点ですが、10点満点に換算すると7.2点と比較的好成績でした。

01 Xは、当選していないYに誤って宝くじの賞金300万円を支払った。Yが自己の当選を信じて予定外の300万円の収入を世界一周旅行に使った場合であっても、~~XはYに300万円の不当利得の返還を請求できる。~~

予定外の支出で、それにより「出費の節約」も生じていない場合には、浪費により利得は消滅したと評価されますので、少なくとも300万円全額の返還は請求できません。

02 X銀行は、Aから手形の取立てを依頼されたYに対して、その手形が不渡りで支払うべきでなかったのに誤って500万円を支払った。XがYに対して、500万円の返還を請求する前に、YはすでにAに500万円を渡してしまえば、~~Xは、Yに500万円の不当利得返還請求ができません。~~

最高裁は、金銭の交付によって生じた不当利得の利益が存しないことは、不当利得返還請求権の消滅を主張する者が主張・立証すべきである、と判示しました（最判平3・11・19民集45巻8号1209頁・PⅡ268）。これによれば、Yは、善意でAに渡したことを主張・立証できない限り、Xに対する不当利得返還債務を免れません。

03 判例によると、商人が商人に誤払いをした金銭の返還を求める不当利得返還請求権は、~~商事法定利率の6%の遅延損害金が付き、利得者が受益をした時から5年の商事消滅時効にかか~~  
~~る。~~

判例は、不当利得返還債権が民事法定債権であることを強調し、民事法定利率の5%の遅延損害金が付くとし（最判平19・2・13民集61巻1号182頁・PⅡ196）、時効も一律に10年（167条1項）の時効にかかるとします（最判昭55・1・24民集34巻1号61頁）。

約4割の人が不正解で、遅延損害金利率と消滅時効期間の一方のみを誤りとする答案が多く見られました。

04 XがYの土地を自己の土地の一部と誤解して業者Aにその部分の整地を依頼して300万円を支払った場合、~~XはYに300万円の返還請求ができる。~~

支出利得（費用償還利得）類型では利得の押し付けを防止する必要があり、Yは、整地によって現在利益を受けている限度でのみ返還義務を負います。

05 判例によれば、不当利得返還請求をする者は、悪意の受益者に対して、~~この者の故意・過失を問うことなく、受益、利息および損害賠償を請求できる。~~

704条は悪意の不当利得者の責任を加重する特則という説もありましたが、判例（最判平成21・11・9民集63巻9号1987頁）・通説は、悪意の受益者であるからといって直ちに損害賠償責任が発生するわけではなく、不法行為の要件を充たす場合にのみ損害賠償責任が生じるとしています。

「この者の故意・過失を問うことなく」の部分のみを消している答案、「および損害賠

償」の部分のみを消している答案および「受益、利息および遅延損害金を請求できる」の部分のみを消している答案が多く見られましたが、これらについても正解としました。

にもかかわらず、この問題も約4割の人が不正解で、正しい文章であるとの答案が多かったです。

- ⑩ X所有のバイクを無職のAが盗み出して、直ちにYに転売し、Yがこれを半年で乗り潰して廃車にした場合において、盗難時のバイクの時価が80万円、転売価格が50万円であったときは、Xは、Aの盗取を知ってから4年経過した後でも、Aに対して、不当利得として50万円の支払いを求めることができる。

時価80万円のバイクの盗難であるのでXの損失は80万円相当と考えられますが、Aの受益は、現実にYから受領した50万円しかないため、不当利得として返還請求できるのは、50万円です。

- 07 売買契約が無効であった場合、類型論の多くの論者は、189条により、~~善意の買主は受領物から生じた果実や使用利益を返還する必要がない、としている。~~

類型論によれば、189条は契約関係にない所有者・占有者関係を規律する物権的請求権規範に附属するもので、即時取得が認められない場合の補充的な善意者保護制度として位置づけられます（修正後の09で、即時取得が成立せず、所有権を取得できない結果、転売代金は返還しなければならない者も、転売までに善意で行った使用収益は189条の類推または拡張適用で返還しなくて良くなります）。同条は、侵害利得類型では類推適用されますが、双務契約の清算では、利益状況が異なり、むしろ解除の545条を類推適用して、目的物の果実や使用利益、代金の利息を相互に返還する義務を負わせる形で、双方に原状回復義務を課すとしています。

半数以上の人不正解でした。これを正しい文章であるとしている答案が多く見られました。

- 08 銀行Bが預金者でない者Yに対して預金を払い戻してしまった場合、真の預金者XがYに不当利得返還請求をするためには、衡平説でも類型論でも、Yの受益に法律上の原因がないことは、~~Xが主張・立証しなければならない。~~

伝統的な衡平説では、法律上の原因の欠如は、すべての不当利得類型について等しく請求者が主張・立証責任を負いますが、類型論では、侵害利得類型については、物権的請求権に関する占有正権原の主張・立証責任と同じように、被告が自らの利得につき法律上の原因があることについて主張・立証責任を負うと解するものが多数です。

本問については、「類型論でも」の部分のみを消している答案が多く見られましたが、これも正解としました。また、「衡平説でも類型論でも」の部分のみを消している答案も、「いずれの説に立ったとしても法律上の原因の不存在について原告が主張・立証責任を負う」ということを否定する趣旨は表れており、また、解答例の消し方が、衡平説と類型論とを区別していないことをあわせて考慮し、このような答案も正解としました。

以上の緩やかな判定の結果、本問の正解率は約8割となりました。

- 09 Xの所有している時価80万円のバイクを無職のAが盗んで、Yに50万円で転売し、Yがこれを1年後に時価の70万円でさらに転売した場合において、その直後に時価相当額の70万円の不当利得の返還を求めるXに対して、~~Yは、Aに支払った50万円の減額を主張できる。~~

青字での修正前だと、そもそも不当利得返還請求ができませんので（補足説明21番関連でも説明しています）、問題が成り立ちません。そのため、この問題は採点対象外とします。以下は、修正後の問題についての解説です。

バイクは盗品であり、直ちに転売されて半年後に乗り潰されていて、盗難から2年以内です。この場合、193条で、Yは、仮に善意・無過失であっても、所有権を取得できません（判例の立場。学説ではYが所有権を取得できるがXの盗品所有権の返還請求権が成立するとの考え方も有力です）。したがって、Yがバイクを売って得た利益70万円は、不当利得としてXに返還しなければなりません（それまでに乗って得た使用利益は189条が類推適用されて返還しなくてもよいのです）。修正前のように横領ですと、即時取得が成立してしまう可能性があります。即時取得が成立すると、使用利益は189条1項を類推適用するまでもなく、また、転売利益についても、所有権という法律上の原因があるので、不当利得返還請求自体が成り立たなくなります。

伝統的衡平説ですとYの利得は、財産が増えた差額である20万円についてしか生じないとも考えられ、判例も、控除肯定説（高松高判昭37・6・21高民集15巻4号296頁）と否定説（大判昭12・7・3民集16巻1089頁）が対立しています。

これに対して、他の制度との連続性を重視する類型論では、盗難の場合の194条が参照され、同条の要件が充たされない本問の場合には、代価50万円の控除は認められません。

10 建物の売買契約で、売主・買主双方が履行をした後に、契約が錯誤無効とされた場合において、買主の故意・過失なく返還すべき建物が滅失すれば、類型論に従ったとしても、~~買主の返還義務は消滅する~~。

類型論の一部は、帰責事由のない返還不能によって買主が返還義務から解放されることを認め、かつ、536条1項を類推適用して、売主の代金返還債務も消滅すると解します（双務的返還関係における債務者主義）。これに対して、帰責事由のない返還不能の場合にも買主は物の価額返還義務を負い、代金返還債務とは相殺処理をすればよい、との見解も有力です。